

平成22年度 大学機関別認証評価
自己評価報告書・本編(再評価)
[日本高等教育評価機構]

平成 22 (2010) 年 6 月
志學館大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	p. 1
II. 沿革と現況	p. 5
III. 「基準」ごとの自己評価	
基準7 管理運営	p. 9

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

志學館大学は、鹿児島女子大学を前身とし、平成 11(1999)年度に従来の文学部に合わせて法学部を新設し、男女共学化を図り、大学名を改称して成った。その際、大学独自の建学の精神を特に明文化することはなかったが、「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」という大学創設母体である志學館学園の建学の精神を受け継ぎ教育を行ってきた（学園の建学の精神については、後の「沿革」を参照）。

平成 17(2005)年度に大学として建学の精神・基本理念を明文化することになり、「時代に即応した堅実にして有為な人間」をより具体的に「誠実な人から、豊かな教養、自主的・創造的な行動力を合わせ持つ有為な人間」（これは平成 11 年度以来、本学の「目的」として『学生便覧』に記載していたものの一部である）と理解し、それを目指して「豊かな教養に裏付けられた実践力と学ぶことへの高い志を持つ人間の育成」を基本理念とすることとなった。それは平成 17(2005)年 12 月に大学運営会議で決定され、教授会に報告され、以後学内外に周知を図っている。

2. 使命と目的

「大学の基本理念」を明確化したことに伴い、それを社会との関係からより具体的に表現した以下の「使命」を定めた（平成 17 年 12 月）。

「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって文化の創造と社会の充実発展に寄与するために、人間と社会に対する深い関心と識見を持ち、専門的知識・技能を身につけ、社会に貢献する幅広い職業人を育成する。」

さらに同時に、「使命」の実現のために、教育目的も以下のように定めた。

- 1) 個性の伸長をはかり、自主的・創造的な人間を育成する。
- 2) 豊かな教養とコミュニケーション能力を身につけ、常に課題意識を持ち、学ぶことの喜びを知る人間の育成に努める。
- 3) 実践・臨床に重きを置いた教育を行い、また、将来を見据えたキャリア教育を組織的段階的に行う。
- 4) 国際理解の教育を推進し、国際人として活躍する素地を培う。
- 5) 社会に開かれた大学として、地域社会の発展と生涯学習の促進に力を注ぎ、社会人の学習意欲に応える。

3. 本学の個性と特色

1) 本学の個性

「教職員と学生の距離が近い大学」、「地域に密着した大学」

本学は地方の小規模大学であり、アットホームな女子大時代の気風を受け継ぎ、恵ま

れた自然環境の中で一箇所にコンパクトにまとまった大学である。このこともあって「教職員と学生の距離が近い大学」というのが本学のひとつの個性（カラー）となっている。それは学園の建学の精神「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」の基盤であったし、現在もそうである。また、この個性は、今日の大学の機能分類において、本学がその項目に該当する「幅広い職業人の養成を目指す大学」に適したものといえる。

「教職員と学生の距離の近さ」は、学生が参加して大学の募集パンフレットを作成したり、大学説明会で学生が大学を紹介したりしていることにもよく表れている。ちなみに本学のシンボルマークである「コミュニケーションマーク」は2つの顔（教職員と学生の顔）が重なったもので、両者の距離の近さを表している。



さらに、本学のもうひとつの個性（カラー）は、地方都市の市街地ではなく郊外に存する点を利用し、地域に密着した教育を行っている大学ということである。このことは、地域に密着した教育・研究を行っていること、また、地域での活動を熱心に行い、それにおいて評価されていること、そして地元、霧島市や鹿児島県に多くの有為な人材を輩出していることなどによく表れている。

後に述べるように、本学は平成 23(2011)年度から鹿児島市内（紫原）にキャンパスを移転する。このことは、上に述べた「地方都市の市街地ではなく郊外に存する」という本学の個性の一つを失うことになる。しかし、本学は、移転後も霧島市（特に、国分・隼人地域）との連携を維持し、また移転先の鹿児島市においても地域に密着した教育・研究を行うとともに、地域での活動を通して「幅広い職業人」を地域に提供することとしている。平成 21(2009)年に策定された「長期経営計画（2010-2015）」では、本学のあり方を「地域と社会に貢献する人材を輩出する大学」「地域共生型大学」と明確に規定している【資料 F-9-1】。

2) 教育の特色

①「学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育」

「学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育」とは、本学の個性に立脚して、学生一人ひとりの能力・適性に合った教育を行い、今日かなり学力差が目立つ学生をそれぞれの学力レベルにおいてきめ細かく指導し、学力の一層の伸長を図る、ということである。具体的には以下のような教育を行っている。少人数編成による「導入教育」とその際のコミュニケーション能力を養うためのきめ細かな指導、出席状況調査とそれに基づいたきめ細かな対策、丁寧な卒論指導と大学院入試対策、学生とともに行う学外調査、一部資格試験対策のための特別の課外講座、「学生指導個人ファイル」による指導、「オフィスアワー」の活用などによる教育、である。

また、導入教育においては特に「リテラシー教育」を重視し、日本漢字能力検定協会の教材の利用や「レポートコンクール」の実施などによってリテラシーの涵養を図っている。

本学のキャンパス移転や中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」におけるいわゆる学士力の質の保証が要求されるという近年の状況において、この「学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育」を実現すべく策定されたのが「志學館大学教育改革基本方針」（平成 22 年 1 月）である【資料 F-9-2】。本学は以後この基本方針にそった改革によって「学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育」の実現を目指す。

②「キャリア教育と連動したきめ細かな就職指導」

本学は、その教育の最終段階としての就職指導において、本学の個性の一つ「教職員と学生の距離が近い大学」を活かしたきめ細かな個別面談指導を行っている。つまり、課員が就職希望学生の名をそらんじることができる程に学生に通じ、また求人側の求める人材像を的確に把握し、学生の能力・適性に即した就職の実現に努力している。地域の職場の状況に精通した課員の指導は、まさに本学の個性の他の一つ「地域に密着した大学」にも基づいている。この進路指導によって本学は、鹿児島県において優れた就職実績を誇っている【資料 F-9-3】。

③「地域に密着した教育・研究」

地方の小規模大学である本学は、地域の支持なくして立ち行かないことを自覚し、地域に密着した教育・研究を目指してきた。既述のように、本学は平成 23(2011)年度から鹿児島市内（紫原）にキャンパスを移転するが、ここでは、現地域における本学の活動が一部調査によって高く評価されていたことをまず指摘したい（「全国大学調査地域貢献度ランキング」、『日経グローバル』79 号、平成 19 年 7 月 2 日。私立大学 316 大学中 27 位、九州・沖縄地区 53 大学中 11 位）【資料 F-9-4】。

現在の本学の地域社会における活動は、「生涯学習センター」及び「心理相談センター」を柱に行われている。ここでは、前者の活動である「隼人学」と後者の活動について簡単に触れておきたい。

「隼人学」は、「隼人」と呼ばれる人々がかつて暮らしていたといわれる歴史的に由緒ある地に本学が立地していることに着目して始められた、地域をよく知ろうとするいわゆる生涯教育的活動である。公開講座として始められたが、隼人町（現霧島市）が様々な面で潜在力を持つ地域であるため、地域住民の支持もあり、隼人町（平成 18 年度からは霧島市及び鹿児島工業高等専門学校）との連携講座として長期に渡って開催され、その成果は一冊の本になっている【資料 F-9-5】。現在は本学の授業科目の一つにもなっており、公開講座が大学の授業にまでなった珍しい例である。「隼人学」は地域と大学（教育・研究）を結ぶ知的・文化的活動である。移転後もこの連携講座は継続する予

定である（平成 22 年度「事業計画書」【資料 F-9-6】）

「心理相談センター」は、地域において心理的な問題を持つ人々に対するカウンセリング活動及び心理学関係の臨床現場で働いている人々に対する研修の実施並びに臨床心理士人材の提供において成果を上げている【資料 F-9-7】。

3) 大学・学部・大学院の特色

①「人間関係学部」の特色

人間関係学部は「心理臨床学科」と「人間文化学科」の 2 学科から成る。前者は当該学部のみならず、本学において中心的な学科であり、今日の社会において存在意義を増している心理学、特にその臨床的側面の教育・研究に重点をおいた学科である。一学年約 100 人の学生を擁し、心理臨床学の教育・研究では県下第一の学科となっている。後者は、語学、文学、歴史、地理に特化した学科であり、今日依然として学生に根強い人気のある日本文学や歴史（学）が専門的に学べる学科である。

②「法学部の特色」

法学部は、「法律学科」と「法ビジネス学科」の 2 学科から成る。前者は、法曹養成及び行政職員養成といった伝統的な法学教育の基本を踏まえながら、時代のニーズに即した法律関係の資格取得にも力を注いでいる点に特色がある。また後者では、授業科目の一部が中央職業能力開発協会からビジネスキャリア検定試験に対応する教育訓練講座（企業法務 3 級）として認定を受けるなど、現代企業で評価されるビジネスマンの客観的な実力を養成するための実践的な教育課程を構成している点が特色である。

③「大学院の特色」

大学院心理臨床学研究科（修士課程）は、学部の心理臨床学科を基礎学科とし、心理臨床学に特化した大学院であり、医療、福祉、教育、司法の各領域を専門とする臨床心理士、心療内科医がおり、精神力動的アプローチ、クライアント中心療法、発達臨床、家族療法、認知行動療法など、現場のニーズに実践的に対応できる幅広い知識とスキルを学ぶことができる点に特色がある。本研究科は、平成 19(2007)年日本臨床心理士認定協会により指定大学院（第 1 種）に指定された。指定期間は、平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 25(2013)年 3 月 31 日までである。

以上、本学の特色等について記した。次に、本学にとって重要な意味を持つキャンパス移転について触れておきたい。本学は、上記のような建学の精神及び大学の基本理念に基づいた教育・研究を行ってきたが、少子化の進展と大学数の増加等の影響もあり定員の確保が困難な状況が続いている。入学者確保の最大の障壁は、通学に不便な現キャンパスの立地にある。そこで、本学は、平成 23(2011)年 4 月から鹿児島市に移転する

ことになった。その結果、平成 22(2010)年度入学者数は前年度より 47%以上増加しており、1 年早く移転効果が現れた。しかし、移転は、本学の建学の精神等に影響するものではない。本学は移転後も、上記の建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色にそって教育・研究を続ける決意である。

Ⅱ. 大学の沿革と現況

本学は、昭和 54(1979)年に鹿児島に開設された鹿児島女子大学を前身とする。鹿児島女子大学は、明治 40(1907)年に満田ユイが鹿児島市平之町に開いた「鹿児島女子手芸伝習所」を始原（基盤）とする「実践学園」（昭和 24 年に設置）が、長年に渡る女子専門職業教育をさらに高等化するために、「鹿児島女子短期大学」（昭和 40 年開設）に続いて創設したものであった。

後に学園の建学の精神として明文化される理念は、すでに明治 40 年代に策定されたもので、「時代に即応した堅実にして実際に役立つ婦人の育成」であった。ユイはこの精神を白居易の詩を引用して、以下のような「みおしえ」として示している。

「雪の如く清らかに、月の如く明らけく、花の如く撫子の強く優しく」

学園の建学の精神は、学園内に男女共学の「志學館中等部」が開設された昭和 62(1987)年に「実際に役立つ婦人」の部分が「有為な人間」と改められた。

鹿児島女子大学の時代まで約 90 年間主として女子教育を展開してきた実践学園は、平成 11(1999)年、当地における教育活動の一層の発展を期して、女子大学の共学化に踏み切った。同時に南九州において、「21 世紀に相応しい時代感覚とリーガルマインド（法的思考力）を備えた、社会の様々な面で活躍できる人材」を養成する、法曹関係者育成のためだけではない（いわゆるゼネラリストを育成する）法学教育のメッカたることを目指して法学部（法律学科）を大学に設置し、大学名を改称した。これが本学である。また、この年学園名も「志學館学園」と改称した。

女子大以来の伝統的な文学部と新設の法学部で出発した本学は、平成 15(2003)年度に、伝統的な文学部における教育・研究を超えた新しい教育・研究に対する社会的ニーズに応えるために、文学部を「心理臨床学科」と「人間文化学科」から成る「人間関係学部」に改組した。前者は、現代社会において存在意義を増している心理学、特にその臨床的側面の教育・研究に重点をおいた学科であり、後者は、伝統的な文学部の教育（教養教育）を保持しつつ、さらに人文科学と社会科学との融合を目指した学科であった。

「心理臨床学科」は県民を中心とする強い支持を受け、一学年約 100 人の学部学生と、それを基礎とする大学院心理臨床学研究科（修士課程・一学年定員 10 人・平成 17 年度設置・平成 19 年日本臨床心理士認定協会により指定大学院〔第 1 種〕に指定、指定期間：平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日）を擁する県下第一の心理臨床学の教育・研究機関となっている。

既に述べたように、法学部は、開設以来一般企業におけるリーガルマインドの持ち主

の育成を教育の主要な柱としていた。しかし、今日、コンプライアンス（法令順守）を初めとして経済社会の公正な競争が提唱される時代の到来と、事前規制型社会から事後チェック型社会への変化に伴って、ビジネス社会において、自律的で自己教育力に富む人材が必要であるとの判断から、「法ビジネス学科」を新設することとなった（平成 20 年度）。この両学科の特色については、前章で既に述べたとおりである。

また、「法ビジネス学科」の新設と同時に「人間文化学科」の改編も行った。すなわち、社会学系、生涯教育系の教員の「法ビジネス学科」への異動に合わせて、「人間文化学科」を語学、文学、歴史、地理に特化した学科に改編した。このことによって、人文科学と社会科学の融合を目指しながらも、その実現が難しく、ともすれば学科の特色を失いがちであるという問題を解決しようとしたのである。その結果、既に述べたように、当該学科では、今日依然として学生に根強い人気のある日本文学や歴史（学）が専門的に学べる学科となっている。また、社会学系、生涯教育系の教員が異動した「法ビジネス学科」では、社会・地域により密着した教育が可能となっている。

このように本学は、学園の建学の精神「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」を時々の社会状況において、よりよく実現すべく努力してきている。

志學館大学

1. 本学の沿革

明治40年	1907	8月	満田ユイ、「鹿児島女子手芸伝習所」を鹿児島市平之町に開設
昭和26年	1951	2月	学校法人「実践学園」設置
昭和40年	1965	4月	「鹿児島女子短期大学」開設
昭和54年	1979	4月	「鹿児島女子大学」開設。文学部（国文学科、英文学科[後に「英語英文学科」、人間関係学科[心理学専攻、教育学専攻、社会学専攻]の3学科）を設置
平成11年	1999	4月	男女共学の「志學館大学」に大学名を改称。法学部（法律学科）を設置。学校法人「志學館学園」に学園名を改称
平成12年	2000	4月	文学部各学科の定員変更（国文学科50人→40人、英語英文学科50人→40人、人間関係学科100人→120人）並びに人間関係学科の専攻名変更（教育学専攻→学校臨床学専攻）
平成15年	2003	4月	文学部を人間関係学部に変更。人間関係学部心理臨床学科（2コース[心理学、学校臨床学]、翌年から4コース[医療臨床、福祉臨床、教育臨床、心理学]）、人間文化学科（6コース[国文学、英語英米文化、日本語教育、社会学、生涯教育、歴史・地理]）を設置（文学部国文学科・英語英文学科・人間関係学科は廃止へ）
平成17年	2005	4月	大学院心理臨床学研究科心理臨床学専攻（修士課程）を設置。「法律学科」の定員を変更（200人→150人）
平成19年	2007	4月	大学院心理臨床学研究科心理臨床学専攻、日本臨床心理士資格認定協会によって指定大学院（第1種）に指定
平成20年	2008	4月 10月	法学部に「法ビジネス学科」を設置。人間関係学部「人間文化学科」のコースを3つに変更（日本語日本文学、英語英米文化、歴史地理） 大学キャンパスの鹿児島市紫原への移転を決定
平成21年	2009	4月	両学部3学科の定員変更（心理臨床学科120人変更なし、人間文化学科80人→50人、法律学科70人→60人、法ビジネス学科80人→70人）

2. 本学の現況

- ・大学名 志學館大学
- ・所在地 〒899-5194 鹿児島県霧島市隼人町内 1904-1
- ・学部及び大学院の構成

学部	学科
人間関係学部	心理臨床学科
	人間文化学科
法学部	法律学科
	法ビジネス学科
大学院	専攻
心理臨床学研究科	心理臨床学専攻（修士課程）

- ・学部及び大学院の学生数（平成 22 年 5 月 1 日現在）

学部	学科	入学定員	在籍者数	備考
人間関係学部	心理臨床学科	120	393	
	人間文化学科	50	144	
	人間関係学科		1	平成 15 年度募集停止
	計	170	538	
法学部	法律学科	60	231	
	法ビジネス学科	70	119	平成 20 年度設置
	計	130	350	
学部合計		300	888	
大学院	専攻	入学定員	在籍者数	備考
心理臨床学研究科	心理臨床学専攻	10	23	

- ・教員数（平成 22 年 5 月 1 日現在）

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	助手	計
人間関係学部	心理臨床学科	7	3	3	0	1	14
	人間文化学科	9	3	4	1	0	17
法学部	法律学科	5	4	1	0	0	10
	法ビジネス学科	4	4	1	0	0	9
計		25	14	9	1	1	50
兼任教員数							51

- ・職員数（平成 22 年 5 月 1 日現在）

専任職員	33	契約職員	9	パート	3	合計	45
------	----	------	---	-----	---	----	----

※本部職員で大学に割り振られた者 4 人を含む。

基準 7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1の事実の説明（現状）

1) 大学の管理運営体制

志學館学園の建学の精神は「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」であり、この建学の精神に基づき、大学は「豊かな教養に裏付けられた実践力と学ぶことへの高い志を持つ人間の育成」を目指し、これを基本理念としている。この理念を実現するため、学則第1条に次のとおり大学の目的を明文化している。

「本学は、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、学園の伝統を継承して、誠実な人から、豊かな教養、自主的・創造的な行動力を併せもつ有為な人間を育成し、もって文化の創造と社会の充実発展に寄与することを目的とする。」

この目的を達成するための管理運営体制に関する基本的事項は、法人の「管理及び運営に関する規則」において、学長・副学長・学部長・事務局長等の役職者等及び運営会議・教授会・各種委員会等の設置並びに役割について規定している。規定に基づき、大学には、学長、副学長、各学部長、研究科長、図書館長、事務局長、学長補佐（学務担当及び入試広報担当計2人）、各センター長及び各課長が任命され、また運営会議、教授会、自己点検評価委員会等の諸会議が設置され、これらによって円滑な管理運営がなされている。なお、学長補佐については、平成20(2008)年度に受けた日本高等教育評価機構による認証評価（以下「認証評価」という。）で「規程上の事務組織に部は規定されていないにもかかわらず、教育職の部長が置かれており、事務局長、課長との関係を規程上明確にする必要がある。」との参考意見を受けたことを基に検討した結果、「管理及び運営に関する規則」を改正して、事務組織にない教育職の学務部長及び入試広報部長を廃止し、学務及び入試広報に関する学長の業務を補佐するため教育職の学長補佐各1人を置いたものである。

学長及び各学部長等が適切に業務を執行するに当たって、大学の管理運営に関する重要事項を審議するための全学機関が運営会議であり、学部については各学部教授会、大学院については研究科委員会が、その機能を担っている。また、諮問機関等としては各

学部に教務委員会及び紀要委員会を置くほかは、大学改革推進会議や自己点検評価委員会等すべての委員会を学部横断的に全学組織として置いている。

なお、教授会については、学部固有の議題に関しては各学部教授会を、学生の身分異動、留学生の受入れ・派遣等の審議決定並びに運営会議、全学委員会及び法人諸会議の報告など両学部に通ずる議題に関しては、全教員が情報を共有し、意思疎通を図り、共通認識を持つために、両学部合同で開催している。

運営会議、教授会等審議機関の構成員及び審議事項等は、表 7-1 に示すとおりである。

表 7-1 大学の審議機関の構成員等

	運営会議	教授会	研究科委員会
位置づけ	大学の運営に関する重要事項の審議機関	学部の運営に関する重要事項の審議機関	研究科の運営に関する重要事項の審議機関
構成員	<input type="checkbox"/> 学長 <input type="checkbox"/> 副学長 <input type="checkbox"/> 各学部長 <input type="checkbox"/> 研究科長 <input type="checkbox"/> 図書館長 <input type="checkbox"/> 各学長補佐 <input type="checkbox"/> 事務局長 <input type="checkbox"/> その他学長が必要と認めた者	<input type="checkbox"/> 学長（合同教授会のみ） <input type="checkbox"/> 副学長（同上） <input type="checkbox"/> 専任の教授 <input type="checkbox"/> 専任の准教授 <input type="checkbox"/> 専任の講師 <input type="checkbox"/> 専任の助教	<input type="checkbox"/> 研究科長 <input type="checkbox"/> 研究科の教育を担当する専任の教員
成立要件	構成員の3分の2以上	構成員の3分の2以上	構成員の3分の2以上
議決要件	出席者の過半数	出席者の過半数	出席者の過半数
開催頻度	原則として毎月2回	原則として毎月1回	原則として毎月1回
議長	学長	合同教授会は学長、学部教授会は学部長	研究科長
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の基本方針 ・学則その他重要な規則の制定改廃 ・学部・学科の設置改廃 ・教員その他重要な人事の方針 ・学生定員 ・学生の褒賞 ・学生の厚生補導 ・入学試験その他学務 	<ul style="list-style-type: none"> ・学部に関する規則の制定改廃 ・教育課程 ・試験及び単位の認定 ・学生の身分及び賞罰 ・学生の厚生補導 ・教員の選考及び身分 ・その他学部の運営に関する重要事項及び学部長の諮問事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の選考及び身分 ・教育課程、試験 ・学生の身分及び賞罰 ・学位 ・学生の厚生補導 ・研究科諸規程の制定改廃 ・その他研究科に関する重要事項

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算 ・ 学生募集及び広報 ・ 学部その他の機関との連絡調整 ・ その他大学の運営に関する重要事項及び学長の諮問事項 		
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

2) 設置者（学校法人志學館学園）の管理運営体制

「寄附行為」に基づき、法人には、理事、監事及び評議員を置き、理事会、評議員会及び常務会を定期的に開催している。

また、設置学校長会及び理事長懇談会を定期的に開催し、法人本部及び各設置校間の意思の疎通を図っている。

理事会・評議員会の構成員・審議事項等は、表 7-2 に示すとおりである。

表 7-2 理事会及び評議員会の構成員等

	理事会	評議員会
位置づけ	法人経営に係る最高意思決定機関	理事長の諮問機関
定数	7人以上9人以内	17人以上19人以内
現員数	8人	19人
構成員	(1)学園長 1人 (2)設置する学校の長のうち理事会で選任した者 1人又は2人 (3)評議員のうちから評議員会において選任した者 2人 (4)この法人に縁故ある学識経験者又は功労者のうち理事会において選任した者 3人又は4人 ○現在の陣容 学内理事 5人(常勤) 学外理事 3人(非常勤) 計 8人	(1)この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任したもの 5人又は6人 (2)この法人の設置する学校(嘗て設置した学校を含む。)を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者 4人又は5人 (3)この法人に関係のある学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8人
定足数	理事総数の過半数	評議員総数の過半数
開催頻度	原則として年3回	原則として年3回
議長	理事長	評議員による互選
	(1)学園の業務に関する基本的事項	(1)予算、借入金(当該会計年度内

<p>審議事項</p>	<p>(2)学園及び学園が設置する各校の教育・研究に関する基本的事項 (3)学園及び学園が設置する各校の管理・運営に関する基本的事項 (4)理事・監事・評議員及び理事長・学園長の選任 (5)学園が設置する各校の長及び幼稚園を除く学園が設置する各校の副学（校）長並びに大学の学部長の選任 (6)予算・決算・借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の取得、処分に関する事項 (7)3 千万円以上の土地・建物等不動産の売却、取得に関する基本的事項 (8)3 千万円以上の施設・設備等の売却、取得に関する基本的事項 (9)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項 (10)収益事業に関する重要事項 (11)寄附行為の変更及び学園が設置する各校の管理・運営に関する重要な規則の制定並びに改廃に関する事項 (12)理事会の定める諸規則の制定及び変更に関する事項 (13)法人の合併及び解散に関する事項 (14)その他、学園の業務に関して重要又は異例にわたる事項</p>	<p>の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 (2) 事業計画 (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄 (4) 寄附行為の変更 (5) 合併 (6) 目的たる事業の成功の不能による解散 (7) 収益事業に関する重要事項 (8) 寄附金品の募集に関する事項 (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

理事会は、原則として5月、10月、3月の年3回開催することとしている。また、必要に応じて臨時理事会を開催している。

「認証評価」受審以降の理事会の開催状況は、表 7-3 に示すとおりである。

表 7-3 「認証評価」受審以降の理事会の開催状況

開催日時	出欠状況	主な審議事項
平成 21 年 3 月 12 日 14:00～ (臨時)	出席：8 名 監事 2 名陪席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員人事に関する件 1 号評議員の推薦(短大副学長) 3 号評議員の選任(条項変更)
成 21 年 3 月 23 日 14:00～	出席：8 名 監事 2 名陪席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附行為変更に関する件 評議員会について「評議員の数は理事の二 倍を超える」旨の文言の追加 ・ 役員人事に関する件 任期満了に伴う 4 号理事の選任 ・ 平成 20 年度補正予算(案)に関する件 ・ 平成 21 年度事業計画(案)に関する件 ・ 平成 21 年度収支予算(案)に関する件
平成 21 年 3 月 31 日 16:30～ (臨時)	出席：6 名 欠席：2 名 監事 2 名陪席	<ul style="list-style-type: none"> ・ なでしこ保育園 園長人事に関する件
平成 21 年 5 月 25 日 14:00～	出席：8 名(委任状 2 名) 監事 2 名陪席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年度事業報告(案)に関する件 ・ 平成 20 年度収支決算(案)に関する件 ・ 平成 21 年度事業計画(修正案)に関する件 ・ 平成 21 年度補正予算(案)に関する件
平成 21 年 7 月 31 日 16:30～ (臨時)	出席：8 名(委任状 1 名) 監事 2 名陪席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 志學館大学副学長選任に関する件
平成 21 年 10 月 20 日 14:00～	出席：8 名 監事 1 名陪席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附行為変更に関する件 人間関係学部国文学科の廃止 ・ 理事の選任に関する件 辞任に伴う 4 号理事の選任 ・ 評議員の選任に関する件 辞任に伴う 2 号評議員の選任
平成 22 年 3 月 24 日 14:00～	出席：8 名 監事 2 名陪席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度補正予算(案)に関する件 ・ 第 2 次経営計画(案)に関する件 ・ 平成 22 年度事業計画(案)に関する件 ・ 平成 22 年度収支予算(案)に関する件

平成 22 年 5 月 25 日 14 : 00～	出席 : 8 名(委任状 1 名) 監事 2 名陪席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事・監事・評議員の選任に関する件 任期満了に伴う 4 号理事の選任 辞任に伴う監事候補者の選任 辞任に伴う 3 号評議員の選任 ・ 平成 21 年度事業報告(案)に関する件 ・ 平成 21 年度収支決算(案)に関する件 ・ 平成 22 年度補正予算(案)に関する件
---------------------------------	-------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※表中、理事及び評議員の選任に関する件中の各号は、理事については寄附行為第 7 条第 1 項、評議員については同第 23 条第 1 項の各適用号を示す。

評議員会の開催日程についても理事会と同様である。「認証評価」受審以降の開催状況は、表 7-4 に示すとおりである。

表 7-4 「認証評価」受審以降の評議員会の開催状況

開催日時	評議員・監事出欠状況	評議員会の主な審議事項・報告事項 (特に記載がない場合は全て審議事項)
平成 21 年 3 月 23 日 10:00～	出席:18 名(委任状 2 名) 欠席:1 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附行為変更に関する件 評議員会について「評議員の数は理事の二 倍を超える」旨の文言の追加 ・ 役員人事に関する件 1 号評議員の選任(短大副学長) 3 号理事の選任(短大副学長) ・ 平成 20 年度補正予算(案)に関する件 ・ 平成 21 年度事業計画(案)に関する件 ・ 平成 21 年度収支予算(案)に関する件
平成 21 年 5 月 25 日 10:00～	出席:19 名(委任状 2 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事の選任に関する件 任期満了に伴う 3 号理事の選任 ・ 平成 21 年度事業計画(修正案)に関する件 ・ 平成 21 年度補正予算(案)に関する件
平成 21 年 5 月 25 日 16:00～	出席:19 名(委任状 2 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年度事業報告に関する件(報告) ・ 平成 20 年度収支決算に関する件(報告)
平成 21 年 10 月 20 日 10:00～	出席:19 名(委任状 2 名) 監事 1 名陪席	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附行為変更に関する件 人間関係学部国文学科の廃止

平成 22 年 3 月 24 日 10 : 00～	出席:19 名(委任状 3 名) 監事 1 名陪席	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度補正予算(案)に関する件 ・第 2 次経営計画(案)に関する件 ・平成 22 年度事業計画(案)に関する件 ・平成 22 年度収支予算(案)に関する件
平成 22 年 5 月 25 日 10:00～	出席:19 名(委任状 1 名) 監事 1 名陪席	<ul style="list-style-type: none"> ・理事の選任に関する件 任期満了に伴う 3 号理事の選任 ・平成 22 年度補正予算(案)に関する件
平成 22 年 5 月 25 日 16:00～	出席:19 名(委任状 1 名) 監事 1 名陪席	<ul style="list-style-type: none"> ・理事・監事・評議員の選任に関する件 辞任に伴う監事候補者選任の了承 その他理事・評議員選任の報告 ・平成 21 年度事業報告に関する件(報告) ・平成 21 年度収支決算に関する件(報告)

※表中、理事及び評議員の選任に関する件中の各号は、理事については寄附行為第 7 条第 1 項、評議員については同第 23 条第 1 項の各適用号を示す。

理事会・評議員会については、「認証評価」において「理事会・評議員会の審議案件のうち、毎年度の事業計画(案)及び収支予算(案)に関する件を、新年度が始まってから審議しているが、学校法人の予算制度の趣旨から改善が必要である」との指摘を受けたことから対応を検討し、平成 21(2009)年 3 月の理事会・評議員会において事業計画(案)及び収支予算(案)の審議を行い、同年 5 月の理事会・評議員会では事業計画(修正案)及び補正予算(案)の審議を行った。なお、平成 22(2010)年度事業計画(案)及び収支予算(案)についても前年度中に審議し、予算制度の趣旨に沿う運営を行っている。

また、「寄附行為第 21 条各号に掲げる事項については、『あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない』とされているが、事後承認されており、改善が必要である」との指摘を受けたことから対応を検討し、平成 21(2009) 年度から会議日程を改めた。すなわち、5 月の評議員会を午前、午後の 2 回開催し、午前の会議で理事長があらかじめ評議員会の意見を聞くべき諮問事項について審議を行い、午後の会議で、理事会で審議決定後、評議員会に報告が必要な事業報告及び収支決算の報告を行った。

なお、「監事が、毎年度の事業計画案及び収支予算案の審議を年度が始まってから行われていることなどを是認するなど、寄附行為第 15 条に規定する監事の職務が適切に執行されていない」との指摘を受けたことを踏まえ、監事は、上記の対応を検討するとともに、文部科学省主催の学校法人監事研修会に平成 20(2008)年度以降毎回参加し、監事機能について再認識を図った。また、平成 21(2009)年 10 月からは評議員会にも出席し監査結果についての報告や意見を述べるなど、私立学校法第 37 条第 3 項及び「寄附行為」第 15 条に規定された監事の職務を適切に執行している。

さらに、公益通報者保護法に基づく公益通報に関する規程の早期制定の期待が寄せら

れていたことについては、検討の結果、平成 21(2009)年 6 月 1 日付で「志學館学園内部通報規程」及び「コンプライアンス規程」を制定施行するとともに、コンプライアンス・マニュアルを策定し、コンプライアンス研修会及び行動マニュアルのチェックを実施している。

上記の表に掲げたほか、法人の主要な会議体の概要は、以下のとおりである。

ア 常務会

常務会は、学園内の常勤理事 5 人で構成し、監事も出席することができる。学園及び各設置校の管理・運営に関する基本的事項及び理事会で審議すべき事案等の重要事項について協議するため、ほぼ毎月 1 回開催している。議事のほとんどは学園の現状に係る重要な報告・連絡を行い、理事会で審議する事項を事前に協議するものであるが、表彰規程第 5 条の規定に基づき、表彰候補者について審査し決定も行っている。

イ 設置学校長会

設置学校長会は、各設置校の長で構成し、法人及び各設置校の管理運営方針の確認と相互の連絡調整を図るため、毎年度 1 回、6 月に開催している。近年では、拡大設置学校長会とし、学部長・学科長・事務局長等幹部も出席させ、意思疎通の緊密化を図っている。

ウ 理事長懇談会

理事長懇談会は、教学部門と管理部門の意思疎通を図り、学園の諸問題について理事長の諮問に応えるため、理事長主宰で、大学及び短大の学長・副学長・事務局長、中高等部校長並びに法人本部の事務局長・総務部長・企画広報部長で構成し、ほぼ毎月 1 回開催している。学園の運営や各設置校の将来計画等について議論し、法人及び各設置校の意思決定に反映させるとともに、理事長の円滑な学園の運営を支えている。

エ 事務局連絡会

事務局連絡会は、各設置校の事務局長、事務長、園長及び法人本部の課長以上が毎月 1 回集まり、各設置校及び法人本部からの諸連絡を行うとともに、喫緊の共通する問題について協議している。

オ 合同将来計画会議

大学及び短大の連携を促進するとともに両大学に共通する問題について、両大学の運営会議構成員と理事長ほか法人本部の幹部職員が必要に応じて集まり議論し、教学部門と管理部門間の意思疎通及び連携の強化を図る場である。

なお、法人本部の事務組織は、学園全体の業務を総括するため、法人事務局長の下に、総務部・経理部・管財部及び企画広報部を置いている。

3) 役員等の選考や採用に関する規程について

学校法人の理事、監事及び評議員の選考については「寄附行為」で規定している。平成 22(2010)年 5 月 1 日現在、規定に基づき、理事 8 人、監事 2 人、評議員 19 人を選任している。

「認証評価」で「寄附行為第 7 条第 1 項第 2 号による理事は、設置する学校の長のうち理事会で選任したものと規定されているが、実際には短期大学の副学長が選任されており、改善が必要である」と指摘されたことについて、平成 20(2008)年 12 月の認証評価員による実地調査で問題が明確になった直後に対応を検討した結果、短期大学の副学長は同年 12 月 16 日付で理事を辞任し、速やかな改善を図った。なお、短大所属の常勤理事の必要性を鑑み、平成 21(2009)年 3 月 12 日開催の臨時理事会において、同副学長を寄附行為第 23 条第 1 項第 1 号の規定に基づき評議員に推薦し、同年 3 月 23 日開催の評議員会において評議員に選任した上で、寄附行為第 7 条第 1 項第 3 号の規定に基づき理事に選任した。

また、評議員の数が理事の 2 倍と同数で、2 倍を超えていなかった時期があったが、平成 21(2009)年度以降は、私立学校法第 41 条第 2 項の規定どおり適正に選任している。なお、今後も適正に運用していくため、平成 21(2009)年 10 月理事会で「寄附行為」の変更を行い、評議員の数は理事の 2 倍を超える旨を明文化した。

大学の管理運営に関わる役職者については、「管理及び運営に関する規則」で任免や職務について規定しているほか、学長、副学長、学部長及び研究科長については、それぞれ選任規程がある。学長及び学部長の選任は、学長が規定に基づき候補者について理事長と協議し、学長については運営会議、学部長については運営会議及び教授会の意見を聴取した上で、理事長に推薦し、理事長は理事会の承認を得て任命している。その他の役職者についても、学長の推薦に基づき理事長が発令し、それぞれ管理運営責任を果たしている。なお、平成 20(2008)年度から、大学の学長が短大の学長を兼務したため、大学にも円滑な運営のために副学長を置くこととし、平成 21(2009)年 7 月臨時理事会を開催し、副学長を選任し、8 月 1 日付で任命した。

「認証評価」以降の理事・監事・評議員の選任については、前述のとおり平成 21(2009)年 3 月に短大の副学長を評議員に選任した上で、理事として選任した。平成 21(2009)年 5 月には、任期満了に伴う理事、評議員の選任を行った。平成 21(2009)年 10 月には、理事が 1 人、評議員が 1 人、それぞれ辞意を表明したため、後任の選任を行った。平成 22(2010)年 5 月には、任期満了に伴う理事の選任を行ったほか、監事が 1 人、評議員が 1 人、それぞれ辞意を表明したため、後任の選任を行った。

それぞれの選任についての詳細は、表 7-5 に示すとおりである。

表 7-5 理事役員及び学長・学部長等の選任等

	選考方法	任期	根拠規程
理事	(1)学園長 1人 (2)設置する学校の長のうち理事会で選任した者 1人又は2人 (3)評議員のうちから評議員会において選任した者 2人 (4)この法人に縁故ある学識経験者又は功労者のうち理事会において選任した者 3人又は4人	在任中 在任中 4年 4年	寄附行為
監事	この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。	4年	寄附行為
評議員	(1)この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 5人又は6人 (2)この法人の設置する学校（嘗て設置した学校を含む。）を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者 4人又は5人 (3)この法人に関係のある学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8人	4年	寄附行為
学長	運営会議で意見を聴取し理事会で選任	在任中	学長選任規程
副学長	運営会議で意見を聴取し理事会で選任	2年	副学長選任規程
学部長	運営会議及び教授会で意見を聴取し理事会で選任	2年	学部長選任規程
大学院 研究科長	運営会議及び研究科委員会で意見を聴取し理事会で選任	2年	研究科長選任規程

(2) 7-1の自己評価

「寄附行為」、「管理及び運営に関する規則」及び関連規程に基づいて大学及び設置者の管理運営体制を整備しており、それぞれ円滑な管理運営を行っている。

役員については、短大の副学長を学校の長とみなし、寄附行為第7条第1項第2号により理事として選任していたことについて、平成20(2008)年12月に同副学長は理事を辞任し、速やかな改善を図った。

また、評議員の数が理事の2倍と同数で、2倍を超えていなかった時期があったが、平成21(2009)年度以降は、私立学校法第41条第2項の規定どおり適正に選任している。なお、「寄付行為」に「評議員の数は理事の2倍を超える」旨を明文化して、今後の適正な運用に配慮している。

監事は、文部科学省主催の学校法人監事研修会に参加し監事機能について研鑽しつつ、「私立学校法」及び「寄付行為」に定められた職務を適切に執行している。

理事会、評議員会の開催順については、平成21(2009)年5月以降、審議事項ごとに「寄付行為」に定められた順序で開催している。また、毎年度の事業計画(案)及び収支予算(案)については、平成21(2009)年3月の理事会・評議員会で平成21(2009)年度分を、平成22(2010)年3月の同上会議で平成22(2010)年度分について審議しており、適正に運営している。

学長、副学長、学部長及び研究科長は、それぞれの選任規程に基づき選任され、運営会議、教授会等の審議機関及び諸委員会等の審議を踏まえつつ職務を遂行している。

なお、合同教授会は、自己点検・評価に基づき平成19(2007)年度から開催することにしたものであり、学長が主宰し、全学に共通する事項の審議及び報告を行うことにより、効率的な会議運営がなされるとともに、全教員が学園の状況や大学の重要事項について情報を共有し、共通認識を持てるようになり、また、学部を超えて教員同士の意思疎通が進み、管理運営上の大きな改善になった。

公益通報者保護法に基づく「志學館学園内部通報規程」及び関連のコンプライアンス関連規程等を整備し、研修や行動マニュアルのチェックを行い、大学という公的機関にふさわしい運営を行っている。

(3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

管理運営については、「認証評価」において指摘されたことを中心に改善したが、今後も、大学の目的を達成するために、管理運営体制について不断に点検する。また、大学及び法人の幹部職員及び役員にあっては、学園を取り巻く厳しい環境を強く認識し、私学経営の責任を果たすべく適切な管理運営に努める。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

◀ 7-2の視点 ▶

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2の事実の説明(現状)

大学とその設置者である法人との関係については、学長が法人の理事に、副学長(兼人間関係学部長)及び事務局長が評議員に選任され、それぞれ理事会、評議員会へ出席

している。また、学長及び副学長は常務会及び理事長懇談会に、事務局長は理事長懇談会に出席し、学生募集、人事、予算等の重要問題について、運営会議及び教授会等の審議を踏まえつつ協議している。なお、緊急の諸問題については、学長、副学長又は事務局長が、随時法人本部に赴き、理事長及び法人事務局長等と連絡・相談している。

大学と法人との連携の場として法人本部で開催される拡大設置学校長会及び合同将来計画会議がある。特に合同将来計画会議は、大学及び短期大学の学長、学部長等教学部門の幹部職員並びに法人の理事長、事務局長等管理部門の幹部職員が出席し、大学及び短大の将来計画、連携のあり方、共通する課題等について議論する場である。「認証評価」において、「学長や事務局長が法人の諸会議に出席するだけでなく、法人と教学とが議論できる場を設けるなど、互いの連携体制の強化に向けた取組みに期待したい」との参考意見を受けて、その在り方を検討し、大学と短大間及び管理部門と教学部門間の意思疎通を図り、連携を強化する場として機能させている。なお、諸会議の内容は、学長が大学の運営会議及び合同教授会で報告するとともに、事務局長が課長会議及び事務職員定例会議で報告し、全教職員に周知している。

一方、理事長及び法人事務局長が年度当初の合同教授会に出席し所信を述べ、かつ意見交換するほか、運営会議及び大学改革推進会議に法人本部企画広報部長が出席している。また、企画広報部は、「認証評価」における「法人に係る企画立案機能だけでなく、経営と教学にまたがる全学的な視点でも企画立案機能を果たせるよう、発展させることに期待したい」との意見に対応して、大学の関係部署と連携し経営と教学双方の視点から企画立案に当たるように配慮した。具体的には、大学のキャンパス移転問題の処理、募集広報活動の推進、第2次経営計画及びコンプライアンス・マニュアルの策定等に取り組んだ。

なお、教授会を除くすべての委員会等に大学事務局長又は関係課長等が職指定で委員として審議に加わっている。運営会議及び合同教授会には、各課長の陪席を義務付けており、大学内における事務部門と教学部門の連携を保つようにしている。また、大学における審議機関の運営会議、合同教授会及び各学部教授会の内容は、開催後速やかに理事長に報告し、管理部門が教学部門の動向を遅滞なく把握できるように配慮している。

また、「認証評価」の「常務会と理事長懇談会の役割・分担を明確にし、在り方の検討に期待したい」との参考意見については、平成20(2008)年10月の理事会及び評議員会の審議を経て「管理及び運営に関する規則」を改正し、理事長懇談会の役割を明文化した。すなわち、常務会が同規則第18条に定める「学園及び各校の管理・運営に関する日常業務の基本的事項及び理事会で決定すべき議案等の重要事項について協議し又は決定する」のに対し、理事長懇談会については、新たに同規則第18条の2に「学園及び各校の管理・運営に関する日常業務の基本的事項について、理事長の諮問に応じ、連絡・協議するため、理事長懇談会を置く」と規定し、両者の役割・分担を明確にした。

(2) 7-2の自己評価

管理部門、教学部門双方の代表者がそれぞれの会議に出席し、意思決定過程に参画している。また、理事長懇談会及び合同将来計画会議は、管理部門と教学部門の連携を強化し、両者の意思疎通を図る上で、効果的な会議となっている。

管理部門の諸会議の内容は、教授会及び職員定例会等で報告することにより教職員に周知するとともに、大学の運営会議等重要な審議機関の会議内容については、遅滞なく理事長に報告している。

教学に関する重要事項については、学長等が法人諸会議において、又は法人本部と随時連絡相談し解決を図っており、両部門間の連携は緊密になされている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

管理部門と教学部門の連携については特に問題はないが、私立大学を取り巻く厳しい環境に鑑み、「経営なくして教学なし」の視点からの連携を一層強化する。その一環として、法人事務局長による合同教授会等での経営に関する説明会の回数を増やす。また、平成22(2010)年度から法人本部企画広報部長を大学の運営会議等の正規構成員として、連携協力の実効性をあげる。具体的には、キャンパス移転を含む第2次経営計画の実施等について、緊密な連携の下に協力して推進していく。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

≪7-3の視点≫

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

7-3-② 自己点検・評価活動の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

平成4(1992)年に制定した「志學館学園自己点検・自己評価に関する規程」及び「志學館大学自己点検・自己評価に関する運用規程」に基づき、自己点検・評価の恒常的な実施体制として、学長を委員長とする自己点検・自己評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置している。毎年度、評価委員会が定めた点検項目について、関係各種委員会及び事務局各課が自己点検・評価を行い、評価委員会で総括し、運営会議及び教授会の確認を得た上で、学園総括点検・評価委員会に報告している。

平成14(2002)年度には、平成11～13(1999～2001)年度の状況について自己点検・評

価を行い、その結果を『志學館大学の現状と課題』として刊行し学内外に公表した。この自己点検・評価結果をもとに、平成 15(2003)年度に外部評価委員会による外部評価を実施し、『志學館大学外部評価報告書』として刊行し学内外に公表した。

平成 15(2003)年度の外部評価で指摘されたもっとも大きな課題は、「心理臨床学の充実した学部教育の上に、より高度の教育研究を推進するために大学院を設置すべきである」ということであった。これを受けて、大学院設置の条件整備を行い、平成 17(2005)年度に大学院心理臨床学研究科の設置が実現した。

平成 16(2004)年度から学校教育法第 69 条の 3 の規定により認証評価が義務付けられたのを受け、平成 18(2006)年度からは、(財)日本高等教育評価機構の評価基準に沿って自己点検・評価を行うこととし、「評価委員会」の下に自己点検・評価プロジェクトを常設し、各種委員会及び事務局と連携して取り組んでいる。

平成 20(2008)年度に同評価機構の認証評価を受けることが決定し、同年 5 月 1 日現在で自己点検・評価を行い、作成した自己評価報告書を同評価機構に提出した。併せてホームページで学内外に公表した。また、簡易製本し全教職員に配布するとともに図書館に備え、学生及び地域住民の閲覧に供した。なお、平成 21(2009)年 3 月同評価機構から、評価報告書及び調査報告書を受理した。

平成 20(2008)年度の自己点検・評価及び「認証評価」の結果明確になった課題については、12 月の認証評価現地調査時の意見交換及び調査報告書に付された参考意見等をも踏まえて大学改革推進会議を中心に検討し、改善・向上に取り組んだ。

例えば、平成 20(2008)年 4 月事務組織の改編を行った際、学務部及び入試広報部を事務局に統合したが、教育職の学務部長と入試広報部長は、学務及び入試広報関係業務を円滑に処理するために必要な職であるとの判断から残した。しかし、各部長と事務局長及び各課長との関係が規定上不明確であることが明らかになった。そこで、現地調査直後の同年 12 月 24 日及び平成 21(2009)年 1 月 7 日開催の大学改革推進会議で検討し、教育職の学務部長及び入試広報部長を廃止し、学務及び入試広報に関する学長の業務を補佐する教育職の「学長補佐」を置くという改善方針を策定した。このことは法人の「管理及び運営に関する規則」にかかわる問題であるので、理事長懇談会で協議し、管理部門の合意を得た上、大学の運営会議並びに法人の理事会及び評議員会の議を経て、「管理及び運営に関する規則」を改正し、同年 4 月 1 日から方針どおり改善した。

このように自己点検・評価結果により明確になった課題については、大学改革推進会議で改善方針を策定した上で、必要に応じ管理部門とも協議し、関連委員会等で具体的な検討を行い、運営会議及び教授会の審議を経て大学の運営の改善・向上につなげる仕組みを構築している。このことは、「認証評価」において自己点検・評価結果をホームページで公開していることと併せて [優れた点] として評価された。

その他、平成 20(2008)年度の自己点検・評価及び「認証評価」の結果明確になった課題について検討し改善した主な事項は、【資料 7-8】のとおりである。

一方、法人では平成 19(2007)年度に、平成 20・21 (2008・2009) 年度の学園中期経営計画を決定した。これを受けて大学では、大学改革推進会議が中心になって同期間の中期事業計画及び単年度事業計画を策定した。単年度事業計画については、行程表を作成し実施すること、実施状況を毎年度 2 回点検して法人本部に報告すること、及び年度末の点検では達成状況を A~E の 5 段階で自己評価することになっており、中期事業計画の推進も自己点検・評価の一翼を担っている。

平成 20・21(2008・2009)年度の中期事業計画の策定は、本学にとって初めての企画であったので、問題意識を涵養するため、全教職員から事業案を募集した。寄せられた多くの事業案を基に大学改革推進会議で 128 項目に整理し事業計画案を策定、運営会議で審議決定し、教授会の確認を経て、事業毎に関連する各種委員会や事務局各課で推進した。実施状況の点検・評価は、担当部署の自己評価を基に、大学改革推進会議を経て、運営会議及び教授会で確認した上、法人本部に報告した。【資料 7-9】

また、FD 委員会が行っている学生による授業評価と評価に対する教員の取り組み状況のフィードバック、授業公開制度による教員同士の授業参観とコメントシートの提出を実施している。これも、教育研究活動の改善及び水準の向上に資する自己点検・評価活動の仕組みのひとつである。学生による授業評価結果は、ホームページで学内者に公開している。

なお、自己点検・評価に関連した大学独自の取組みとして、平成 20(2008)年度まで教員の管理運営上の実績について人事考課を実施し、その結果を年末の賞与に反映させてきた。このことについては、「認証評価」における「今後、教育・研究活動の評価方法について、具体的な検討を期待したい」との参考意見を受けて検討した結果、教員についても、事務職員同様学園全体で実施し、かつ評価対象には教育・研究活動を含むことになった。そのため、平成 21(2009)年度は、大学独自の取組みは中断し、教育・研究活動を含んだ評価方法について大学改革推進会議に置いたワーキンググループで、法人本部企画広報部と連携して検討中である。

(2) 7-3の自己評価

自己点検・評価のための恒常的な実施体制として自己点検・評価委員会及び自己点検・評価プロジェクトを置き、自己点検・評価に取り組んでいる。自己点検・評価活動の結果明らかになった課題については、大学改革推進会議で改善方針を策定し、必要に応じ管理部門とも協議して運営会議で決定の上、関連の委員会等で具体的に改善・向上に取り組み、教育研究活動及び大学運営に反映させている。このように自己点検・評価活動の結果を大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築しており、その仕組みが有効に機能している。

また、自己点検・評価活動の結果は報告書にまとめ、ホームページで一般に公開している。また、簡易製本し教職員に配布するとともに図書館に備え、学生及び地域住民の

閲覧に供しており、学内外に適切に公表している。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動は、教育研究活動及び大学運営の改善・向上に必須かつ有効な手段である。今後も毎年実施し、従来どおりホームページ等により学内外に公表する。また、自己点検・評価の結果明らかになった課題については、大学改革推進会議を中心に検討し改善向上に取り組み、大学の運営に反映させていく。

なお、教員の人事考課制度の導入に向けた教育・研究活動の評価方法については、今後も大学改革推進会議で検討を進める。

[基準7の自己評価]

大学及びその設置者である法人の管理運営体制は、「認証評価」において改善を指摘されたことについて検討し、理事の選任方法等を平成 20(2008)年度中に改善した。その結果、管理運営体制は、「寄附行為」及び「管理及び運営に関する規則」並びに係関係規程等に照らし適正に整備され、かつ、適切に機能している。

管理部門と教学部門の連携は密接であり、お互いに意思決定過程に参画し、十分な意思疎通の下に必要な施策を決定し、円滑な運営を行っている。

また、自己点検・評価活動に積極的に取り組んでいる。明らかになった課題については、大学改革推進会議を中心にした教育研究活動及び大学運営の改善向上につなげる仕組みを構築し、改善に取り組み実行しており、その仕組みが有効に機能している。また、自己点検・評価報告書は、大学のホームページ等で学内外に公表している。

[基準7の改善・向上方策（将来計画）]

本学は、平成 23(2011)年 4 月、キャンパスを現在の霧島市から県都鹿児島市に移転することになっている。移転事業を円滑に推進するとともに、移転後の新キャンパスでの教育研究、学生生活、地域貢献等を充実し、かつ、向上させるために、管理部門と教学部門の連携を一層緊密にする。その方策のひとつとして、キャンパス移転によって法人本部との距離が車で約 10 分となることから、法人本部との連絡相談を日常的に行うことにする。

管理運営体制については、P-D-C-A (Plan- Do- Check- Action) を念頭に常に見直しを進め、法令等の趣旨に沿って、適正かつ適切な管理運営に努める。

また、自己点検・評価活動は毎年行い、明らかになった課題については、大学改革推進会議を中心に検討し、教育研究活動及び大学運営の改善向上に取り組む。また、自己点検・評価報告書は、大学の社会的責任を果たす上からも、従来どおりホームページを通じて公表する。